

第5章 推進体制

1 関係機関等との連携

スポーツの主役は県民であり、県民のスポーツ活動の推進に取り組むスポーツ団体やスポーツ関係者、事業者等もまた主役です。各主体が、それぞれの立場に応じて連携・協働しながら、スポーツの価値を最大限高め、感じることができるように取り組を進めていくことが必要です。

各主体に期待されることは次のとおりです。

(1) 県民

県民は、スポーツ活動の主体であり、生涯にわたって身近にスポーツに親しみ、かつ、スポーツを楽しむことができるよう、スポーツ活動を積極的に行うとともに、スポーツの推進に主体的に取り組むことが求められています。

(2) スポーツ団体²⁰及びスポーツ関係者²¹

スポーツ団体やスポーツ関係者は、県・市町村、事業者、他のスポーツ団体、他のスポーツ関係者、学校及び健康づくり関係者²²等と連携・協働しながら、アスリートの育成や競技力の向上にとどまらず、スポーツに親しむ人や機会を増やすため、スポーツの普及・振興に主体的に取り組むことが期待されています。

(3) 学校等

幼稚園や小・中・高等学校等においては、子どもの発達特性・段階に応じ、自発的に多様な運動を経験できる機会の確保や健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めることが求められています。

また、家庭や地域社会との連携を図り、生涯を通して健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮することが求められています。

(4) 事業者

事業者は、スポーツについての理解と関心を高め、事業活動や社会貢献活動として、スポーツ活動を積極的に行うとともに、スポーツを通じた従業員の

²⁰ スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体(条例第2条第3号)。スポーツ協会、競技団体など。

²¹ スポーツ選手、スポーツの指導者、スポーツの競技会その他の催しの運営に携わる者その他スポーツの推進に関する活動を行う者(条例第2条第4号)。スポーツ推進委員など。

²² 医療機関、検診機関その他の県民の健康づくりに関係する者(条例第4条第2項)。

健康の保持及び増進などスポーツの推進に主体的に取り組むことが求められています。

(5) 健康づくり関係者

健康づくり関係者は、県・市町村、スポーツ団体及びスポーツ関係者等と連携・協力しながら、スポーツを通じた健康の保持及び増進について、専門的な知識・経験に基づき、必要な助言・指導を行うことが求められています。

(6) 県・市町村

県は、関係部局をはじめ、市町村やスポーツ団体など様々な主体との連携に努めながら、条例や本計画等に基づき、本県のスポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

市町村は、県と必要な連携を図りながら、より住民に身近な立場からスポーツの推進に関する施策を行うことで、スポーツを通じた健康の保持及び増進や活力ある地域社会の実現等に寄与することが期待されています。

2 施策の進行管理

毎年度、施策の取組状況や進捗状況を把握し、進行管理と評価を行い、山形県スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）に報告するとともに、審議会や県民からの意見等を踏まえ、次年度以降の施策展開に向けた検討を行います。

なお、施策の進捗状況を図る目安として、次の８項目を参考指標として設定します。